

# 名誉役員推薦規程

1999年6月1日 制定

2000年9月2日 改定

## （目的）

第1条 本連盟寄付行為第24条に基づき、本規程を定める。

## （名誉役員）

第2条 名誉役員は寄付行為第24条に定める名誉会長、顧問、参与とする。

- 2 名誉会長は本連盟の前会長であった者で、本連盟の重要事項について会長に意見を述べることができる。
- 3 顧問は本連盟の会長、副会長、専務理事であった者で、通産3期以上経験者と功労者の中から推薦し、会長及び理事会の諮問に応じる。
- 4 参与は本連盟の常務理事以上の者で、通産3期以上の経験者と功労者の中から推薦し、会長及び理事会の諮問に応じる。

## （名誉役員推薦）

第3条 名誉役員推薦は、理事会又は評議員会で推薦し、会長が委託する。

## （兼務の禁止）

第4条 名誉役員に就任した場合は他の役員、委員を兼ねることができない。

## （改廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決による。